



福県医発第435号(地)

平成18年 5月26日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 横 倉 義 武



山梨県建設国民健康保険組合の解散について (通知)

標記の件につきまして、山梨県建設国民健康保険組合より、中央建設国民健康保険組合との合併のため平成18年3月31日付けで解散した旨、別紙のとおり通知がありましたので、会員各位へ周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

担当理事 友清 明



(公印省略)

18国援第101号-5

平成18年5月19日

福岡県医師会長 殿

福岡県歯科医師会長 殿

福岡県薬剤師会長 殿

福岡県保健福祉部国保・援護課長
(施設医療係)

山梨県建設国民健康保険組合の解散について(通知)

このことについて、別添(写)のとおり、山梨県福祉保健部国保援護課長から通知がありましたので、お知らせします。





国援第 1 8 0 号
平成18年4月28日

各都道府県国民健康保険主管課長 殿

山梨県福祉保健部国保援護課長
(公印省略)

山梨県建設国民健康保険組合の解散について（通知）

このことについて、国民健康保険法第32条第1項第4号の規定に基づき次のとおり解散したので通知します。

つきましては、関係機関への周知についてご配慮をお願いします。

- 1 国民健康保険組合の名称
山梨県建設国民健康保険組合
- 2 事務所の所在地
甲府市中央4丁目12番21号 甲府法人会館1階（山梨県建設組合連合会内）
- 3 組合の地区
山梨県内の各市町村の区域
- 4 解散の理由
中央建設国民健康保険組合との合併のため
- 5 解散年月日
平成18年3月31日

国保指導担当 倉田
Tel055-223-1466



山梨県公報

第千六百五十九号

平成十八年

四月二十日

木曜日

目次

告示

○自衛官の平成十八年度募集	三二七
○国民健康保険組合の解散	三二八
○保安林の指定の解除の予定	三二八
○保安林の指定の予定	三二八
公 告	
○土地改良区役員の退任及び就任	三二八
人事委員会	
○山梨県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令	三一九
公安委員会	
○山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則	三二五
正 誤	
○平成十七年三月三十日付け号外第十七号中	三二五

告示

山梨県告示第二百五十七号

自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第百七十九号)第百十四条、第百七条第一項及び第百十八条の規定により、二等陸士として採用する陸上自衛官、二等海士として採用する海上自衛官及び二等空士として採用する航空自衛官の平成十八年度の募集期間及び採用試験の試験期日等を次のとおり告示する。

平成十八年四月二十日

採用予定数

- 1 平成十八年七・八月採用(男性)陸・海・空自衛官 約十名
- 2 平成十八年八月採用(女性)陸・海・空自衛官 約一名
- 3 平成十八年十月採用(男性)海・空自衛官 約五名

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県公報 第千六百五十九号 平成十八年四月二十日

- 4 平成十九年三・四月採用(男性)陸・海・空自衛官 約五十名
- 5 平成十九年三・四月採用(女性)陸・海・空自衛官 若干名

二 受付期間

- 1 平成十八年七・八月採用(男性)
平成十八年四月一日(土) から同年六月十六日(金) まで
- 2 平成十八年八月採用(女性)
平成十八年四月一日(土) から同年六月十六日(金) まで
- 3 平成十八年十月採用(男性)
平成十八年四月一日(土) から同年九月一日(金) まで
- 4 平成十九年三・四月採用(男性)
平成十八年四月一日(土) から同年九月二十二日(金) まで
- 5 平成十九年三・四月採用(女性)
平成十八年八月一日(火) から同年九月八日(金) まで
- 6 ただし、平成十九年三・四月採用に係わる平成十九年三月の高等学校の卒業予定者又は中等教育学校の卒業予定者の受付については、文部科学省及び厚生労働省から示された期日以降に実施する。

三 受付場所

名 称	所在地及び連絡先
自衛隊山梨地方連絡部本部	甲府市北新一丁目七番九号 電話〇五五―二五三一―一五九一
自衛隊山梨地方連絡部甲府募集案内所	甲府市寿町五番三号 飯島ビル 電話〇五五―二二八―六四二七
自衛隊山梨地方連絡部大月募集事務所	大月市御太刀二丁目八番十号 電話〇五五―四二二―二九八
自衛隊山梨地方連絡部南アルプス募集センター	南アルプス市桃園六百十一番地二 電話〇五五―二八三―一五五〇

四 応募資格

日本国籍を有し、かつ、採用予定月の一日現在で十八歳以上二十七歳未満であること。

五 試験期日

- 1 平成十八年七・八月採用(男性)

- 山梨県告示第千六百五十九号
- 1 平成十八年六月十七日(土) 午前八時三十分から午後五時まで
 - 2 平成十八年八月採用(女性)
平成十八年六月十七日(土) 午前八時三十分から午後五時まで
 - 3 平成十八年十月採用(男性)
平成十八年九月二日(土) 午前八時三十分から午後五時まで
 - 4 平成十九年三・四月採用(男性)
平成十八年九月二十四日(日) 午前九時から午後五時まで
 - 5 平成十九年三・四月採用(女性)
平成十八年九月二十五日(月) 午前九時から午後五時まで
 - 六 試験実施場所
自衛隊北富士駐屯地 南都留郡忍野村忍草三千九十三番地 電話〇五五五―八四―三三三五

山梨県告示第千六百五十八号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十二条の規定により、国民健康保険組合が次のとおり解散した。

平成十八年四月二十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 国民健康保険組合の名称
山梨県建設国民健康保険組合
- 二 事務所の所在地
甲府市中央四丁目十二番二十一号 甲府法人会館一階(山梨県建設組合連合会内)
- 三 組合の地区
山梨県の各市町村の区域
- 四 解散の理由
中央建設国民健康保険組合と合併のため

山梨県告示第千六百五十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成十八年四月二十日

- 一 保安林の所在場所
北杜市小淵沢町上笹尾字篠原三三三三の二二五七、三三三三の二二五八、三三三三の二二七二

の二二七二

- 二 保安林として指定された目的
風害の防備
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

山梨県告示第千六百六十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成十八年四月二十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 保安林の所在場所
北杜市小淵沢町上笹尾字篠原三三三三の九一・三三三三の二二五三(以上二筆について、次の図に示す部分に限る。)
 - 二 指定の目的
風害の防備
 - 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び北杜市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

- ◎ 土地改良区役員の退任及び就任
土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、朝穂堰土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。

平成十八年四月二十日

山梨県知事 山 本 栄 彦